

取扱内容	
契約年齢	0歳～89歳(被保険者の満年齢)
払込方法	一時払のみ
最低保険料	200万円(1万円単位)かつ年金額10万円となる金額
最高保険料	年金額が3,000万円となる保険料 ※ただし被保険者の契約年齢が70歳以上の場合、一時払保険料5億円
据置期間	0年～10年 ※通常:1年～10年 ※即時払年金特則付加の場合:0年
契約初期費用	一時払保険料の4%を契約初期費用として控除
積立利率	年金の種類、据置期間、年金受取期間、契約時の年齢等に基づき定まる当社所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値(基準金利)を基準に設定 ※毎月2回設定し、契約日「1日～15日」「16日～末日」ごとに適用
年金種類／ 年金受取開始年齢	確定年金(年金受取期間 5・10・15・20・30・36・40年)／1歳～90歳 保証期間付終身年金(保証期間 5・10・15・20・30・36・40年)／16歳～90歳 年金総額保証付終身年金／16歳～90歳 ※即時払年金特則付加の場合、確定年金は選択不可
年金の分割受取	年金分割受取回数は、年2回払・年4回払・年6回払・年12回払の中から選択可能
死亡給付金額	基本給付金額(一時払保険料相当額)または被保険者が死亡した日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額
新遺族年金支払特約	契約者の事前の申出または死亡給付金受取人の申出により、新遺族年金支払特約を付加することによって、死亡給付金の一時支払にかえて年金基金を設定し、特約年金にて支払う 特約年金の種類は5・10・15・20・30・36年確定年金となる(特約年金額10万円未満は取扱わない) ※特約年金額は、基礎率(年金基金の設定時点の予定利率)等に基づいて年金基金の設定時点に計算され算出される
市場価格調整 (MVA)	契約後全期間における解約(減額)、年金一括支払、または年金種類・年金受取期間・保証期間の変更等の場合に適用 市場金利の変動に伴う損益を契約者等に帰属させるため、払戻金額等に反映させる
積立金の引出	積立金が基本給付金額をこえているときは、年金受取開始日前の契約応当日に限り、その差額を限度として市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことが可能 1回の引出し金額は10万円以上、1万円単位
クーリング・オフ制度	保険契約の申込者または契約者は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約の申込みの撤回または解除をすることができる